

## 濫用等のおそれのある医薬品について

濫用等のおそれのある医薬品（ 1 ）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の2の規定に基づき、厚生労働大臣により、当該医薬品に含有する有効成分が指定されています。

濫用等のおそれのある医薬品は、適正な使用のために必要と認められる数量（ 2 ）しか販売することができません。

今般、次のとおり対象範囲の見直しがあり、令和5年4月1日より適用されることとなりました。

本改正により総合感冒薬等、対象となる医薬品の範囲が拡大しています。裏面の販売・授与時の確認を徹底していただくとともに、取り扱っている当該医薬品の確認をお願い致します。

### 改正内容

（令和5年4月1日より改正）

|   | 改正後        |  | 改正前                                   |
|---|------------|--|---------------------------------------|
| 1 | エフェドリン     |  | エフェドリン                                |
| 2 | コデイン       |  | コデイン（ <u>鎮咳去痰薬に限る。</u> ）              |
| 3 | ジヒドロコデイン   |  | ジヒドロコデイン（ <u>鎮咳去痰薬に限る。</u> ）          |
| 4 | プロモバレリル尿素  |  | プロモバレリル尿素                             |
| 5 | プソイドエフェドリン |  | プソイドエフェドリン                            |
| 6 | メチルエフェドリン  |  | メチルエフェドリン（ <u>鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。</u> ） |

1：上記改正後の成分、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

2：適正な使用のために必要と認められる数量とは、原則として、薬効分類ごとに1人1包装単位（1箱、1瓶等）です。例えば、解熱鎮痛薬と鼻炎薬など、使用目的が異なる医薬品を販売等する場合には、それぞれの用途ごとに1人1包装ずつを適正数量とします。



## 販売・授与時の確認事項等について

医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者は次の ～ までに掲げる事項を確認のうえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売・授与するようにしてください。

参考：平成26年3月10日付け 薬食発0310第1号 厚生労働省医薬食品局長通知  
「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」

当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合は、当該者の氏名及び年齢

購入者が子供（高校生、中学生等）である場合はその氏名や年齢を確認するとともに使用状況を確認すること。

当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況

購入者が同じ医薬品を他店で買っていないか、すでに所持していないか等を確認すること。

当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由

原則1人1包装の販売。複数の購入希望があった場合に理由・使用状況などを確認して、支障ない場合に限り販売等が可能。

その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入・譲受けであることを確認するために必要な事項

一般用医薬品による薬物濫用の防止のため、販売ルールのご理解と順守をお願いいたします。



 問い合わせ先 

〒854-0081 諫早市栄田町 26-49

県央保健所衛生環境課食品薬務班 Tel:0957-26-3305 Fax:0957-26-9870